

令和7年度ものづくり魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度ものづくり魅力発信業務委託

2 業務の目的

ものづくり分野で活躍している人材から、ものづくり職種についてやりがい、面白さを紹介してもらう動画を作成、周知し、高校生や求職者等のものづくりへの関心を高め、ものづくり分野に就労する人材の掘り起こしにつなげる。

併せて、高等技術専門校の訓練科を紹介する動画を作成、周知することによって、ものづくりに必要な技術・知識をどこで学ぶことができるのかを示し、ものづくり分野へ就労するためのハードルを下げるとともに高等技術専門校への入校につなげ、ものづくり人材の効果的な育成につなげる。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 委託業務の内容

人材不足の状況にあるものづくり分野における担い手の掘り起こしのため、滋賀県内の高校生とその保護者および求職者（以下「発信対象者」という。）を対象に、ものづくりに携わる人材からものづくり職種のやりがいや面白さを伝え、ものづくり職種への関心を高めるきっかけとなるものづくり魅力発信動画を作成、周知する。

また、ものづくりに必要な技術・知識を学べる高等技術専門校の広報強化のため、高等技術専門校の訓練を紹介する動画を作成、周知する。

動画の構成は、ものづくり魅力発信の動画と訓練紹介動画の2部制とする。

各業務内容は以下のとおりである。

（1）ものづくり魅力発信動画の企画、動画作成、出演者との連絡調整業務

受託者は、発信対象者が関心をもつものづくり魅力発信動画を4つ企画すること。動画の内容については、絵コンテ等を作成し、事前に県と調整し承認を得ること。出演者は、現にものづくり分野に携わる者とし、本県代表として、技能五輪に出場した者およびおうみ若者マイスターに認定された者を含めること。出演者は、県の考えを確認し、事前に県と調整し承認を得ること。動画の内容は現地取材を行い製作すること。企画した動画について出演者に協力依頼等の連絡調整を行い、動画を作成し、県が別途指定した日までに、県に納品すること。

企画、動画作成にあたっては、以下のことを順守すること。

①ものづくり魅力発信動画の内容

- ・出演者から、ものづくりのやりがいや面白さを伝えてもらう内容とすること。
- ・動画を視聴することで、発信対象者のものづくり分野への就労への不安を減らすとともに、ものづくりについて興味を促進する内容とすること。

②動画の構成

- ・出演者は4人とし、それぞれ1本（計4本）動画を作成すること
- ・ものづくり魅力発信動画は1本あたり3分から5分程度とする。
- ・出演者に事前にレクチャーすること。
- ・各動画は発信対象者が関心を持てるよう、発言内容にテロップを付ける等、創意工夫をすることとする。
- ・動画はパソコンやスマートフォンで視聴されることを想定し、作成すること。

（2）訓練紹介動画の企画、動画作成、高等技術専門校との連絡調整業務

受託者は、視聴者が関心をもつように高等技術専門校が行う訓練内容を紹介する動画を4つ企画すること。訓練紹介動画の内容については、県と調整し、事前に県から承認を得ること。また、紹介する訓練科の指導員に協力依頼等の連絡調整を行うこと。

訓練紹介動画の作成にあたって、以下のことを順守すること。

①紹介する訓練科の選定について

- ・滋賀県が指定する訓練科とすること。

②動画の構成

- ・訓練科は4科とし、それぞれ1本（計4本）動画を作成すること
- ・訓練紹介動画は、1本あたり1分程度とすること。
- ・訓練科の紹介動画を30秒程度とし、校舎の紹介動画を30秒程度とする。
- ・校舎の紹介動画では、校舎の場所や何を行っているかについて紹介すること。
- ・訓練科の紹介動画では、訓練科の魅力、訓練の内容、得られる技能について紹介すること。
- ・動画は視聴者が関心を持てるよう、発言内容にテロップを付ける等、創意工夫をすること。
- ・動画はパソコンやスマートフォンで視聴されることを想定し、作成すること。

（3）広報啓発業務

- ・ものづくり魅力発信動画の視聴者拡大のための広報・PRを行うこと。
- ・ものづくり魅力発信動画を広報・PRするための概要版のチラシを作成すること。チラシ等広報物の作成にあたっては、事前に県に相談し承認を得ること。
- ・紙媒体でのチラシの製作は不要とする。
- ・その他視聴者拡大に向けた広報やPRについて提案、実施すること。
- ・視聴者にアンケートをしてもらえるよう、取り組みに関して、提案すること。

（4）製作時期について

- ・10月31日までに1回目の動画、チラシを県に納品できるようにすること。
- ・2月28日までに全ての動画、チラシを県に納品できるようにすること。

5 業務の実施について

- （1）業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ、決定する。

- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、県と協議し適宜連絡をとるものとする。

6 その他注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分に連絡を図り、円滑に運営すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、各種法令順守を徹底すること。
- (3) 業務の実施により、得た情報（個人情報を含む）等については、県に帰属するものとし、本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、その都度、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (5) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。
- (6) 成果物に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）は本県に帰属するものとする。